

## 船舶事故調査報告書

平成31年2月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年9月11日 10時30分ごろ
発生場所	滋賀県大津市雄琴港付近（琵琶湖南西部） 雄琴四等三角点から真方位156°890m付近 （概位 北緯35°05.1′ 東経135°53.8′）
事故の概要	ヨットSweet Dreamは、航行中、また、ミニボート（船名なし）は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年9月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A ヨット Sweet Dream、5トン未満（長さ8.52m） 230-31275 滋賀、個人所有 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、有限会社ビワコマリン寺田
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船尾部外板に割損を伴う擦過傷、船外機頂部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、琵琶湖南西部の雄琴港からレジャー目的で出港した。</p> <p>船長Aは、これまで主に休日に本船を使用しており、雄琴港付近には多数のバス釣り用ボートが出ているので航行に注意していたが、平日なので他船を見掛けなかった。</p> <p>船長Aは、船尾部にあるコックピットで操船していたところ、同乗者が船首部に集まり記念撮影を始め、船首方が見えづらい状況となったが、平日なので周囲に他船がいないと思い、航行を続けた。</p> <p>A船は、雄琴港の防波堤を通過して東進していたところ、船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り、雄琴港の防波堤付近で船外機を停止して漂流した状態で船首を北に向け、操縦者Bが中央部に設置している固定式の椅子に腰を掛けて東方を向いて釣りをしていた。</p> <p>操縦者Bは、周囲を見渡したところ、至近にA船を認め、声を出そうとしたが間に合わず、A船と衝突した。</p> <p>操縦者Bは、衝突の衝撃で落水したが、A船に救助された。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、雄琴港付近を東進中、船首方に死角が生じていたものの、船長Aが、周囲に他船がないと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、雄琴港付近で漂泊中、操縦者Bが、東方を向いて釣りをを行い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、西方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、雄琴港付近において、A船が東進中、B船が漂泊中、船長Aが、周囲に他船がないと思い、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、操縦者Bが、東方を向いて釣りをを行い、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、出港前に同乗者に対し、船首方の見張りの妨げとならない場所に乗船するよう周知すること、</li> <li>・ 航行中及び漂泊中は、常時適切な周囲の見張りを行うこと。</li> <li>・ ミニボートは、他船から見えにくいので、旗を掲げるなど、目印となるものを表示することが望ましい。</li> </ul>